

(2) 低公害車等の導入に関する計画（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減措置等の装着に係る事項を含む）

種 別			低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分						
			基準日 (R3. 3. 31)	令和 3	年度	令和 4	年度	令和 5	年度
				目標	純増	目標	純増	目標	純増
低公害車	C N G（天然ガス）自動車		0	0	()	0	()	0	()
	電気自動車		0	0	()	0	()	0	()
	ハイブリッド自動車		0 3	0 4	() 1	0 4	() 1	0 4	() 1
	メタノール自動車		0	0	()	0	()	0	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車		0 88	0 89	() 1	0 90	() 2	0 91	() 3
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）		0	0	()	0	()	0	()
その他環境配慮車	ディーゼル自動車	低排出ガス認定車	0	0	()	0	()	0	()
		D P F 装置等装着車	0	0	()	0	()	0	()
	L P G（液化石油ガス）自動車		0	0	()	0	()	0	()
低公害車等の計			0 91	0 93	() 2	0 94	() 3	0 95	() 4
総台数			0 95	0 95		0 95		0 95	
低公害車等の導入率			() 95. 8%	() 97. 9%		() 98. 9%		() 100. 0%	

- ※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。
- ※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。
- ※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。
- ※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。（計画値）